

定 款

日本空港ビルデング株式会社

昭和 28 年 5 月 14 日制定
昭和 29 年 5 月 31 日改正
昭和 31 年 5 月 29 日改正
昭和 31 年 11 月 27 日改正
昭和 36 年 5 月 23 日改正
昭和 39 年 5 月 26 日改正
昭和 39 年 9 月 10 日改正
昭和 42 年 5 月 31 日改正
昭和 43 年 5 月 30 日改正
昭和 44 年 5 月 30 日改正
昭和 46 年 5 月 28 日改正
昭和 47 年 5 月 30 日改正
昭和 49 年 5 月 30 日改正
昭和 50 年 5 月 29 日改正
昭和 54 年 6 月 29 日改正
昭和 58 年 6 月 29 日改正
平成 元 年 6 月 29 日改正
平成 3 年 6 月 27 日改正
平成 6 年 6 月 29 日改正
平成 10 年 6 月 26 日改正
平成 14 年 6 月 27 日改正
平成 15 年 6 月 27 日改正
平成 16 年 6 月 29 日改正
平成 16 年 7 月 1 日改正
平成 17 年 2 月 1 日改正
平成 17 年 6 月 29 日改正
平成 18 年 6 月 29 日改正
平成 21 年 6 月 26 日改正
平成 22 年 6 月 6 日改正
平成 22 年 6 月 29 日改正
平成 23 年 6 月 29 日改正
平成 28 年 6 月 29 日改正
平成 29 年 6 月 29 日改正
令和 4 年 6 月 24 日改正
令和 7 年 6 月 26 日改正

日本空港ビルディング株式会社 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、日本空港ビルディング株式会社（英文では Japan Airport Terminal Co., Ltd.）と称する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 空港ターミナル・ビルディングの所有及び経営
- (2) 航空事業者、航空旅客及び航空貨物に対する役務の提供
- (3) 航空思想の普及、観光に関する事業
- (4) 物品販売業
- (5) 酒類、煙草、雑貨、香水、化粧品、時計及び機械類の輸出入業
- (6) 郵便切手、収入印紙、煙草、酒類及び薬品の販売
- (7) 飲食、喫茶業
- (8) 食料品の製造、加工及び販売
- (9) 航空旅客機内における食事の供給販売
- (10) 損害保険代理業
- (11) 旅行業
- (12) 貸自動車業
- (13) 駐車場業
- (14) 倉庫業
- (15) ホテル業
- (16) 広告の企画、管理及び代理業務
- (17) 不動産の賃貸、売買、管理、仲介及び鑑定
- (18) 建築、設備及び土木の設計、管理及び請負
- (19) 建物の管理、警備並びに建物附帯設備の運転、保守及び管理
- (20) 栈橋及びこれに附帯する施設の設置、保守及び管理

- (21) 労働者派遣事業
- (22) 有料職業紹介事業
- (23) 前各号に附帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都大田区に置く。

(機 関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、2億8,800万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集

新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2 当会社の株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議により委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。

3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会又は取締役会の決議により委任を受けた取締役において定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 定時株主総会は、毎年6月にこれを招集する。

2 臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し議長となる。

2 代表取締役が複数の場合は、取締役会において予め定めた順序に従い、先順位の代表取締役が株主総会を招集し、議長となる。

3 代表取締役に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合その代理権を証明する書面を総会ごとに当会社に提出するものとする。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第 19 条 当会社に取り締役 15 名以内を置く。

2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は 4 名以内とする。

(任 期)

第 20 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する

定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
- 4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

(選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらない。

(代表取締役)

第22条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

(取締役会)

第23条 取締役会は、取締役をもって組織し、会社の業務の執行に関する重要事項を決定する。

(取締役会の招集及び通知)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会で予め定めた取締役がこれを招集しその議長となる。当該取締役に事故あるときは、予め取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日より3日前までに各取締役に対し発する。ただし、取締役全員の同意があるときは、招集の手続

を省略することができる。

(取締役会の決議)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。

2 当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役への委任)

第 26 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関するその他の事項は、別に取り締役会で定める取締役会規程による。

(執行役員)

第 29 条 当社は、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契

約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集及び通知)

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を省略することができる。

(監査等委員会の決議)

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席監査等委員の過半数をもって行う。

(監査等委員会規程)

第33条 監査等委員会に関するその他の事項は、別に監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第34条 当会社の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当の基準日)

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。

(除斥期間)

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。

2 前項の金銭の利息は、これを支払わない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 当社は、第78回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 第78回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第41条第2項の定めるところによる。